

平成 27 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 3 月定例会付託案件 1

平成 28 年 2 月 22 日（月曜日）

総務委員会会議録

平成28年2月22日 月曜日

午前11時29分開議

午前11時53分閉議（実時間24分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第1号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）
1. 議案第37号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について
1. 議案第38号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○本日の会議に出席した者

委員長	堀口 晃 君
副委員長	堀 徹 男 君
委員	亀 田 英 雄 君
委員	鈴木田 幸 一 君
委員	中 村 和 美 君
委員	成 松 由紀夫 君
委員	西 濱 和 博 君
委員	前 川 祥 子 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

総務部長	坂 本 正 治 君
総務部次長	丸 山 智 子 君
人事課長	中 勇 二 君
秘書課長	松 川 由 美 君
財務部	
財政課長	佐 藤 圭 太 君

○記録担当書 小 川 孝 浩 君

（午前11時29分 開会）

○委員長（堀口 晃君） それでは、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第1号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）

○委員長（堀口 晃君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第1号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分を議題とし説明を求めます。

○総務部長（坂本正治君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） 坂本総務部長。

○総務部長（坂本正治君） はい。それでは、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

御説明の前に、今回、職員の不祥事に関しましておわびを申し上げたいと思います。本当に、今回は大変申しわけございませんでした。

それでは、総務委員会に付託をされました議案第1号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第8号につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告に基づきます人件費の補正が主な内容でございますが、歳入と歳出のうち議会費及び総務費関係分につきまして、丸山総務部次長より御説明をさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○総務部次長（丸山智子君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、丸山総務部次長。

○総務部次長（丸山智子君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

総務部次長の丸山でございます。よろしくお願いいたします。では、失礼して、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（堀口 晃君） どうぞ。

○総務部次長（丸山智子君） では、別冊となっております議案第1号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第8号のうち総務委員会付託分について説明いたします。

では、1ページをお願いいたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1億8597万6000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ598億2837万6000円としております。

それでは、歳入を御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

款19、項1、目1・繰越金で1億8597万6000円を計上しております。これが今回の補正予算の一般財源でございます。歳入は以上でございます。

では、続きまして、歳出を御説明させていただきます。

まず、今回の3月補正予算における人件費の補正内容につきまして説明させていただきます。別紙資料で議案第1号から第4号関係資料ということで1枚物の資料をお配りいたしております。こちらもごらんをいただければと思います。よろしいでしょうか。（「ここについている分ですか」と呼ぶ者あり）はい、別紙議案第1号から第4号関係資料です。

補正の主な要因といたしましては、人事院勧告に基づく給与改定となっており、国家公務員の一般職給与法が本年1月に改正されたことから、それを受けて今回改定を行うものでございます。主な改定の対象は、給料表、期末勤勉手当となっております。

まず、給料表につきましては、平均0.62%引き上げを行うもので、若年層及び地域の民

間給与との均衡をより重視した熊本県の給料表に準じた改定を行うものとなっております。

次に、期末勤勉手当については、年間支給月数を一般職においては、4.1月から4.2月へと0.1月引き上げ、議員及び特別職については、期末手当を3.1月から3.15月へと0.05月引き上げるものでございます。給与改定以外の主な補正の要因といたしましては、休職者及び育児休業者等の影響によるものでございます。

では、歳出を御説明いたします。

予算書に戻りまして、8ページをお願いいたします。

まず、款1・議会費でございます。

項1、目1・議会費では、議員32名分、一般職10人分で、167万6000円を増額しております。

次に、款2・総務費でございます。

項1・総務管理費、目1・一般管理費では、特別職2人分と一般職165人分で1億2453万5000円を増額、次に、目4・財産管理費では、一般職4人分で33万5000円を増額、目7・交通防犯対策費では、一般職4人分で29万3000円を増額、目8・人権啓発費では、一般職10人分で92万9000円を増額しております。

次に、目10・諸費では、補助金300万円を計上いたしております。これは、3月20日開幕の第88回選抜高等学校野球大会に秀岳館高校の出場が決定したため、大会出場に要する経費の一部として補助するものでございます。

次に、9ページをお願いします。

項2・徴税費、目1・税務総務費では、一般職67人分で441万8000円を増額しております。

次に、項3、目1・戸籍住民基本台帳費では、一般職26人分で414万5000円を増額しております。

次に、項４・選挙費、目１・選挙管理委員会費では、一般職６人分で５２万６０００円を増額しております。

１０ページをお願いします。

項５・統計調査費、目１・統計調査総務費では、一般職５人分で４２万６０００円を増額しております。

最後に、項６、目１・監査委員費では、特別職１人分、一般職５人分で、５０万６０００円を増額しております。

以上で平成２７年度八代市一般会計補正予算・第８号の総務委員会付託分の説明といたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） はい、説明が終わりました。以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 歳入をですね、繰越金から充てられてるっていうのが、通常の手順かな。あの、今度、繰越金から充てられとる特別な理由があつとですかね。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。財政課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

今回、繰越金で財源手当てしたわけでございますけれども、補正の財源としてはですね、交付税、それから繰越金、どちらかを出すようにしてるんですけど、今回、まだ繰越金に余裕がありましたものですから、今回、繰越金で財源手当てさせていただいたところでございます。（委員亀田英雄君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） ほかにありませんか。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。参考までという

ことでお聞かせいただきたいと思います。今回の人事院勧告に伴いまして、熊本県の対応、それから県内の各市のおおむねのですね、対応状況についてお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○人事課長（中 勇二君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。人事課の中でございます。

本年度の給与改定につきましては、国のほうが１２月の臨時国会を開催しなかった件で、県内自治体、１２月の給与改定を見送ってございましたけれども、国のほうが１月に法改正を行いましたので、県もこの２月議会に給与改定を提案いたします。県内の自治体につきましても、ほぼ、今回の３月の議会で給与改定を行うという状況になっております。

以上です。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。理解しました。ありがとうございました。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。参考までに、高校野球の甲子園出場補助ですけども、サッカーが去年かな、その前になると東高の甲子園だったと思うんですけど、参考までに、その時がどれぐらい出てるのか教えてもらえますか。

○秘書課長（松川由美君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 松川秘書課長。

○秘書課長（松川由美君） はい。秘書課でございます。ただいま御質問いただきましたサッカーにつきましては、申しわけございません。所管がちょっとスポーツ振興課のほうになりますので、そこところは申しわけございません。ちょっと承知してないところなんです、東高につきましてはですね、平成１９年の夏に出場

しておりますけれども、その時には市からの補助金ということで300万、今回と同額ですけれども、支出をさせていただいております。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） この手の補助金はどうですね、関係者は相当ありがたいと思うんですよね。やっぱ、私もいろんなところで関係してるスポーツ関係あるんですが、前回、東高で300万ということであれば、やっぱり妥当なところで出されてるんだろうなというのはわかりました。ただ、サッカーと野球とかになると人数の、例えば、何ちゅうかな、兼ね合いで若干かわってきたりとかするんですかね。その、サッカーにこだわらぬでよかったですけど、競技、例えば出る選手が多い、それと少ない、3人、ダブルスだったり何だったという、その辺の見込みはあつとでしようけど、やっぱその辺の人数の案分の考え方っていうとは当然あるのかな。考え方だけ。

○秘書課長（松川由美君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 松川秘書課長。

○秘書課長（松川由美君） はい。八代市におきましてはですね、スポーツ大会出場奨励補助金というのをスポーツ振興課のほうが所管をいたしております補助金を支給をしているところでございます。

そちらは、対象大会ですとかが決まっております、今回の高校野球連盟が主催されます、甲子園のほうであります大会については、これの対象外の大会であるということでありまして、所管が秘書課ということで、今回、うちのほうで提案させていただいているところでございます。

スポーツ大会の出場奨励金のほうであります、全国大会であれば、選手1人当たり1万円というようなところで、1団体につきましては、

上限10万円ということになっております。加えて説明いたしますと、10人以上になりますと、それに2000円を乗じた額を加えた額が補助金として支給するということで、本市では今のところ決まっているところです。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 理解しました。その補助金のやつは、大変お世話になったり、いろいろしとる経緯で。それとは別のところでっていうことで秘書課が担当になつとるちゅうことで理解でよかったですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。ありがとうございました。

○委員長（堀口 晃君） はい、ほかありませんか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい。済みません、ちょっと、確認と質問ですが、今回、市長等もされるわけですよね。改定されるわけですよね。給与ですね、まあ、人事院勧告に基づくという話で、近隣のという話だったんですが、結局議会は、諸般の事情に鑑みてっていうごたる話でしない。で、特別——まあ、職員の給与に物言うことはないんですが、特別職あたりはですね、そのあたり、ちょっと、議会と同等の考え方もあつてよかったんじゃないかなというふうに思うんですが、そのあたりの何かこう、論議の風景のあれば教えていただければと。特別職についての考え方。

○総務部次長（丸山智子君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 丸山総務部次長。

○総務部次長（丸山智子君） はい。今回の、提案しております給与改定につきましては、議員の期末手当も、特別職の期末手当も同様に引き上げということで、これは、人事院勧告に基づく措置ですので、同様の対応ということにな

っております。（委員亀田英雄君「ああ、それは失礼しました」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） いいです。

○委員（中村和美君） いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） はい。この0.62%を引き上げということでございますが、ちなみに、一般の職員の平均、いくらぐらい月に上がっておりますか。

○人事課長（中 勇二君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。月額でいきますと平均で2234円です。それと、期末勤勉手当を加えました年間での影響額では、1人当たり1人平均で7万3823円というふうに試算をいたしております。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、よろしいですか。

○委員（中村和美君） はい、ありがとうございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、ほかございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（堀口 晃君） ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決をいたします。

議案第1号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当員会関係分について原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について

○委員長（堀口 晃君） 次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第37号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし説明を求めます。

○総務部長（坂本正治君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） 坂本総務部長。

○総務部長（坂本正治君） はい。それでは、続きまして、議案第37号でございますけれども一般職員の給与等の条例の一部改正でございますけれども、中人事課長のほうから御説明をさせていただきますと思います。

○人事課長（中 勇二君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） 中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人事課の中でございます。それでは、審議方よろしくお願いたします。着席の上、御説明申し上げます。失礼いたします。

お手元に説明資料を別途配付いたしておりますので、ございますでしょうか。そちらを使って説明いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、議案第37号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

改正理由でございますが、平成27年度の人事院勧告に伴う特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当の支給割合を改定するものでございます。

続いて、改正の概要でございますが、市長等に対します期末手当の年間支給割合を現行の3.1月から3.15月へと0.05月分の引き上げを行うものでございます。

引き上げは、２７年度においては、既に支給されました１２月の期末手当の分として、さかのぼって適用いたします。表の平成２７年度の改定後、アンダーラインがかかっているところになります。

そうしますと、６月と１２月の手当の差が大きくなりますことから、これまでと同様のバランスにしますために２８年度にもう一度改正を行いまして６月を１．５月、１２月を１．６５月といたします。それが、表の平成２８年度の欄の数字となります。そのために、施行期日が２段階に設定をされております。

それでは、済みません、ここで議案書の３６ページをお願いいたします。

３６ページでございます。

改正条例では、第１条で２７年度分の支給に関するものを規定いたしまして、第２条で平成２８年度分の支給に関するものを規定しております。そして、附則の第１項で、第１条の施行日と第２条の施行日とを分けて規定し、第２項で第１条の適用日を平成２７年の１２月１日からと規定しております。

説明につきましては以上のとおりでございます。御審議方よろしくお願ひします。

○委員長（堀口 晃君） はい、説明が終わりました。以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（堀口 晃君） ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（堀口 晃君） ないようであります。以上で質疑を終了いたします。意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（堀口 晃君） ないようでございます。なければ、これより採決いたします。

議案第３７号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第３８号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第３８号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし説明を求めます。

○人事課長（中 勇二君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） 中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。それでは、引き続き御説明いたします。

議案第３８号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

改正理由でございますが、平成２７年度の人事院勧告及び熊本県人事委員会の勧告に準じまして、一般職の職員の給与を改定するものでございます。

それでは、改正の概要でございます。

１項目めが給料表の改定でございます。平均で０．６２％の引き上げでございます。若年層に重点を置いた改定となっております。

２項目めが、初任給調整手当の改定でございます。こちらは、医師を対象とする手当でございますが、支給月額の限度額を８００円引き上げるものでございます。

最後、３項目めが、勤勉手当の支給割合を引き上げるものでございます。現在、期末手当と勤勉手当を合計しました、いわゆるボーナスの年間支給割合が４．１月でございますが、これを０．１月分引き上げ、年間で４．２月とするものでございます。

今回は、勤勉手当の支給割合を引き上げることといたしております。引き上げは、２７年度においては、既に支給されました１２月の勤勉手当の分として行います。表の平成２７年度の欄でアンダーラインがかかっているところでご

ざいます。また、これを２８年度に向けてもう一度改正を行いまして、現行と同様に６月、１２月を同じ割合、それぞれ０．８月といたします。それが、表の平成２８年度以降の欄の数字となります。

それでは、最後に施行日及び適用日を説明いたします。

今回は、勤勉手当の支給割合の配分が、２７年度と２８年度で変わるために、先ほどの特別職と同様に、施行日が２段階に設定されております。今年度の支給のための改正を公布の日から施行とし、勤勉手当分については、基準日である１２月１日から適用いたします。それ以外につきましては、４月１日にさかのぼって適用をいたします。この分が、第１条となっております。また、２８年度の支給分に係る改正につきましては、第２条といたしまして、平成２８年４月１日からの施行となっております。

説明につきましては以上のとおりでございます。御審議方よろしく申し上げます。

○委員長（堀口 晃君） はい、説明が終わりました。以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（堀口 晃君） ないようでございます。なければ、これより採決いたします。

議案第３８号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は、全部終

了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 異議なしと認めそのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、総務委員会を散会いたします。

（午前１１時５３分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２８年２月２２日

総務委員会

委員長